



平成30年5月16日

各 位

ハ ウ ス コ ム 株 式 会 社 代表取締役社長 田村 穂 (JASDAQ コード番号:3275) 問合せ先経営企画室長 瀬戸 聖治 電 話 03-6717-6939

# 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月22日開催予定の第20期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものである ため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られる ことを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第9期定時株主総会において年額1億5,000万円以内 とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の 対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、 取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新 株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

### 2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の 普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額3,000万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年80,000株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は

株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式 数を合理的に調整することができるものとします。)。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割 当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることと します。

#### ① 譲渡制限

対象役員は、譲渡制限期間の間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

#### ② 譲渡制限の解除

- ア 対象役員が、あらかじめ定められた期間の中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと(以下「在籍条件」という。)を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、当該普通株式の全部又は一部の譲渡制限を解除すること
- イ 当社の取締役会が、在籍条件に加えて、当該普通株式の全部又は一部の譲渡制限の解除の条件として中期経営計画に掲げる経営指標その他の業績目標の全部又は一部の達成(以下「業績条件」という。)を定めた場合、在籍条件及び業績条件の達成を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、当該普通株式の全部又は一部の譲渡制限を解除すること

## ③ 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない当該普通株式を、当然に無償で取得すること

以上